

資料編

- 資料 1 算定対象とした施設一覧
- 資料 2 基準年度と最新の排出量の比較
- 資料 3 取手市地球温暖化対策推進本部設置要綱
- 資料 4 用語集

資料編

資料1 算定対象とした施設一覧

温室効果ガスの算定対象とした施設は以下のとおりです。

■市役所取手庁舎

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
1	財政部	管財課	市役所本庁舎	新庁舎・議会棟含む

■市役所（藤代庁舎・分庁舎・戸頭窓口）

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
2	総務部	藤代総合窓口課	市役所藤代庁舎	市民活動支援センター含む
3		取手支所	市役所戸頭窓口	
4	都市整備部	都市計画課	市役所分庁舎	青少年センター こども発達センター 含む

■小学校・中学校

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
5	教育委員会	学務給食課	小学校	放課後子どもクラブ 含む
6			中学校	

■保育園・幼稚園等

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
7	福祉部	子育て支援課	保育所	子育て支援センター 含む
8	教育委員会	学務給食課	藤代幼稚園	

■公民館・図書館等

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
9	教育委員会	公民館	公民館	
10		取手図書館	取手図書館	
11		ふじしろ図書館	ふじしろ図書館	
12		教育総務課	埋蔵文化財センター	
13			旧取手宿本陣染野家住宅	
14			民俗資料収蔵庫	

■保健福祉関係施設等

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
15	健康福祉部	保健センター	保健センター	平成 27 年 10 月設置
16			取手保健センター	平成 27 年 9 月廃止
17			藤代保健センター	平成 27 年 9 月廃止

■給食センター

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
18	教育委員会	学務給食課	学校給食センター	

■消防署等

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
19	消防本部	消防総務課	消防本部・消防署・出張所	

■その他

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
20	政策推進部	文化芸術課	とりでアートギャラリー きらり	平成 31 年 3 月廃止
21	建設部	水とみどりの課	小堀の渡し	
22		排水対策課	古戸排水機場	
23			新町排水機場	
24			双葉第 1 ポンプ場	
25			中谷津排水機場	
26			長町排水樋管	
27			添排水機場	
28	まちづくり 振興部	産業振興課	取手勤労青少年 体育センター	
29			働く婦人の家・勤労青少年 ホーム（ゆうあいプラザ）	
30		農政課	市之代農業ふれあい公園	
31		環境対策課	取手駅西口公衆トイレ	

No.	部局等	所管課等	施設名	備考
32	教育委員会	スポーツ生涯学習課	藤代スポーツセンター	
33			藤代武道場	
34			閉校体育館	
35		教育総合支援センター	教育総合支援センター	平成 30 年 4 月設置
36		指導課	教育相談センター	平成 30 年 3 月廃止

※2014 年度以降に建築された施設等については、算定の対象外としますが、本計画に即した取組を実施していきます。

資料2 基準年度と最新の排出量の比較

(単位：t-CO₂)

排出ガス	項目	2013年度 (基準年度)	2019年度	2019年度		
				年度比増減量	年度比増減率	
CO ₂ 二酸化炭素	ガソリン	155.1	225.3	70.19	45.3%	
	灯油	138.7	44.1	-94.52	-68.2%	
	軽油	63.9	128.8	64.87	101.5%	
	A重油	178.9	0.3	-178.53	-99.8%	
	LPG	202.3	91.5	-110.83	-54.8%	
	都市ガス	583.7	845.6	261.86	44.9%	
	電力	2,853.8	2,699.5	-154.28	-5.4%	
CO₂計		4,176.4	4,035.2	-141.2	-3.4%	
CH ₄ メタン	ガソリン 車種別 走行距離	普通・小型乗用車	0.0025	0.0025	0.0000	-0.7%
		軽乗用車	0.0015	0.0016	0.0001	4.1%
		普通貨物車	0.0002	0.0007	0.0005	248.6%
		小型貨物車	0.0023	0.0019	-0.0004	-17.3%
		軽貨物車	0.0037	0.0030	-0.0008	-20.3%
		特種用途車	—	0.0032	0.0032	—
	軽油 車種別 走行距離	バス	0.0007	0.0006	-0.0001	-14.9%
		普通貨物車	0.0004	0.0008	0.0003	85.6%
		小型貨物車	0.0003	—	0.0003	—
		特種用途車	0.0003	0.00053	-0.0003	-97.3%
CH₄計(CO₂換算)		0.3	0.4	0.1	23.6%	
N ₂ O 一酸化 二窒素	ガソリン 車種別 走行距離	普通・小型乗用車	0.0073	0.0072	-0.0001	-0.7%
		軽乗用車	0.0034	0.0035	0.0001	4.1%
		普通貨物車	0.0002	0.0008	0.0006	248.6%
		小型貨物車	0.0040	0.0033	-0.0007	-17.3%
		軽貨物車	0.0074	0.0059	-0.0015	-20.3%
		特種用途車	—	0.0000	0.0000	—
	軽油 車種別 走行距離	バス	0.0011	0.0009	-0.0002	-14.9%
		普通貨物車	0.0004	0.0007	0.0003	88.5%
		小型貨物車	0.0003	—	0.0003	—
		特種用途車	0.0006	0.0010	0.00046	82.4%
N₂O計(CO₂換算)		7.4	7.0	-0.4	-5.0%	
温室効果ガス総排出量		4,184.1	4,042.5	-141.5	-3.4%	

資料3 取手市地球温暖化対策推進本部設置要綱

○取手市地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市において実施する事務事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づく温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を推進するための取手市地球温暖化防止実行計画（以下「計画」という。）を策定し、及び実施するため、取手市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) 計画の実施結果の公表に関すること。
- (4) 計画の改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画その他地球温暖化対策に係る施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長はまちづくり振興部長の職にある者を、本部員は次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長 政策推進部長 財政部長 福祉部長 健康増進部長 建設部長 都市整備部長 教育部長 消防長 議会事務局長
--

- 3 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 会議は、本部員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(持ち回り審議)

第5条 本部長は、緊急その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと認めるときは、本部に付議すべき事案について持ち回りにより審議させることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 本部長は、必要に応じ、計画の策定に係る事項について調査検討するため、推進本部にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画に係る課題の調査及び検討に関すること。

(2) 推進本部との連絡調整に関すること。

3 ワーキングチームのリーダーは、環境対策課長の職にある者をもって充てる。

4 ワーキングチーム員は、次に掲げる課の課長補佐又は係長の職にある者のうちから、当該課の長が選任したものををもって充てる。

総務課 政策推進課 財政課 社会福祉課 健康づくり推進課 産業振興課 管理課 都市計画課 教育総務課 消防本部総務課

(推進責任者)

第7条 各課等における計画の推進及び進行状況の管理を行うため、推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 各課等における計画の推進及び進行状況の管理に関すること。

(2) 前号に掲げる事項の推進本部への報告に関すること。

3 推進責任者は、各課等の長をもって充てる。

(推進員)

第8条 各課等における計画の推進及び点検を円滑に行うため、推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 各課等における取組の点検及び記録に関すること。

(2) その他計画の推進に関すること。

3 推進員は、各課等において課長補佐又は係長の職にある者のうち、当該各課等の長が選任した者をもって充てる。

(庶務)

第9条 推進本部及びワーキングチームの庶務は、まちづくり振興部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

資料4 用語解説

<英数>

➤ 2 アップ 3 ダウン運動 (22 ページ)

ビルなどでのエレベータ使用の際に、2階上がる、3階降りる程度であれば階段を利用しようという取組。

➤ 4R (6 ページ)

リデュース（ごみの発生・排出を抑制すること）、リユース（不要となった物の再利用に努めること）、リサイクル（ごみとして排出されたものを再び資源として使うこと）の3R（スリーアール）の考え方に、リフューズ（過剰な包装等のごみになる物は進んで断ること）を加えた考え方です。

➤ A 重油 (13 ページ)

重油の中でも軽油に近い性状。農耕機や漁業用の中小船舶の燃料として使用されるほか、工場やビル、ビニールハウスのボイラーなどにも使用されている。

➤ COOL CHOICE (22 ページ)

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で、26%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしようという取組。

➤ COP (Conference of Parties) (5 ページ)

締約国会議の略。気候変動枠組条約 (FCCC) の締約国による会議。1995年ドイツのベルリンで第1回締約国会議 (COP1) が開催されて以来、毎年開催されている。1997年京都で開催された COP3 では各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。

➤ EMS (Energy Management System) (22 ページ)

エネルギーマネジメントシステムの略。施設における電気、ガス、熱などのエネルギー使用状況の見える化や設備の最適なエネルギー運用を行うシステム。

➤ IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) (4 ページ)

国連気候変動に関する政府間パネルの略。UNEP (国連環境計画) と WMO (世界気象機関) によって1988年11月に設置され、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行う公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および

社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。

➤ **LPG (Liquefied petroleum gas) (20 ページ)**

液化石油ガスの略称。炭素と水素の化合物で、一般家庭用で使われているのはプロパンでプロパンガスとも呼ばれている。

<ア行>

➤ **ウォームビズ (WARM BIZ) (21 ページ)**

環境省で、冬期の地球温暖化対策のひとつとして、過度な暖房に頼らず、暖房時の室温を 20℃ (目安) で快適に過ごすライフスタイルを推奨する呼びかけ。

➤ **エコドライブ (22 ページ)**

燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。

➤ **温室効果ガス (3 ページ)**

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。

<カ行>

➤ **緩和策 (5 ページ)**

再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー対策による温室効果ガスの排出削減、森林など二酸化炭素を吸収するもの (吸収源) を増やすことによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組。

➤ **気候非常事態宣言 (6 ページ)**

2016 年 12 月 5 日にオーストラリア・デアビン市が「気候非常事態」を宣言したのを皮切りに国や自治体といった組織が、気候変動が異常な状態であることを認識し、地球温暖化の対策に取り組む決意として表明する運動。世界中で 1,700 以上もの国や地域が、組織が宣言を表明し、取手市では、令和 2 年 8 月 3 日に県内初となる表明をした。

➤ **気候変動 (5 ページ)**

人間活動によって、地球の大気の組成を変化させる、直接または間接に起因する気候

変化のこと。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

➤ **気候変動適応法（5 ページ）**

国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化したもの。国は農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定し、その進展状況について、把握・評価手法の開発を行う。

➤ **クールビズ（COOL Biz）（21 ページ）**

環境省で、夏期の地球温暖化対策として、過度な冷房に頼らず室温の適正化（28℃目安）と、その温度に適した軽装などを推奨する呼びかけ。「涼しい」や「かっこいい」という意味のクール（Cool）と、仕事や職業を表すビジネス（Business）の短縮形であるビズ（Biz）を組み合わせた造語。

➤ **グリーン契約（環境配慮契約）（22 ページ）**

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

<サ行>

➤ **再生可能エネルギー（16 ページ）**

石油や天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギーと違い、太陽光や風力、地熱といった「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「CO₂を排出しない（増加させない）」自然エネルギーのこと。

➤ **産業革命（3 ページ）**

18世紀後半に、イギリスで始まった技術革新による産業・経済・社会の大変革。機械設備を用いる大工場が成立し、大量生産が可能となり、社会構造が根本的に変化して、近代資本主義経済が確立した。

➤ **次世代自動車（23 ページ）**

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。

<タ行>

➤ **脱炭素社会（5 ページ）**

温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差引きで実質ゼロにする社会のこと。パリ協定が発効されて以降、世界各国で

脱炭素社会を目指さねばならないという考え方が強まっている。

➤ 地球温暖化（3 ページ）

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線形で放射された熱（輻射熱）が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約 14℃前後に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温はマイナス 19℃になってしまうといわれている。

➤ 地球温暖化対策計画（5 ページ）

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策方に基づいて策定する、日本唯一の地球温暖化に関する総合計画。

温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載。

➤ 適応策（5 ページ）

既に現れている、あるいは、中期的に避けられない地球温暖化の影響に対して被害を最小限に食い止めるための取組。例えば、海面上昇に対処するために堤防を築くことなどの防止策。

➤ トップランナー基準（21 ページ）

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。

<ハ行>

➤ パリ協定（5 ページ）

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（2015年11月30日～12月13日、フランス・パリ）において採択され、2016年に発行された。2020年以降の気候変動問題に関する、新たな国際枠組みです。

<マ行>

➤ 緑のカーテン（22 ページ）

夏の節電対策として、ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を育てて窓に設置、緑のカーテンをつくる運動。

第二次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

令和3（2021年）年3月発行

編集・発行 取手市まちづくり振興部 環境対策課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

電話 0297-74-2141（代）